

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 蔵田 昌俊 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒105-0014 日本国東京都港区芝三丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階 鈴榮特許総合事務所内		発送日 (日.月.年) 27.02.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 17F0635PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/043339	国際出願日 (日.月.年) 01.12.2017	優先日 (日.月.年) 02.12.2016	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H05K1/16(2006.01)i, H01G4/12(2006.01)i, H01G4/33(2006.01)i, H01L23/12(2006.01)i, H05K3/46(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 凸版印刷株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 15.02.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 梅本 章子	5D 2949
		電話番号 03-3581-1101 内線 3551	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献 1: JP 2008-227177 A (日本電気株式会社) 2008. 09. 25,
段落[0045]-[0057], [0073], [0084], [0094], [0121], 図 1, 5 (ファミリーなし)
- 文献 2: JP 2011-129665 A (ソニー株式会社) 2011. 06. 30,
段落[0044], 図 9 (ファミリーなし)
- 文献 3: JP 2010-251530 A (日本シイエムケイ株式会社) 2010. 11. 04,
段落[0041], 図 1(a) (ファミリーなし)

請求項 1-5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献 1-3 より進歩性を有しない。

(請求項 1, 5 について)

文献 1 には、インターポーザ 100(「電子部品」)は、ガラス基板からなる無機基板 6(「ガラスコア基材」)と、樹脂からなる絶縁膜 1(「絶縁樹脂材層」)と、下部電極 4、誘電体膜 3(「誘電体層」)、及び上部電極 2 を有する結合コンデンサ 7(「キャパシタ」)とを備える点、上部電極 2 はビア 13(「上部導体」)に接合される点、及び、下部電極 4 は、上部電極 2 から基板面方向ではみ出しており(「上部電極の周縁部」は「下部電極の周縁部の内側に形成されている」)、絶縁膜 1 の内部に設けられた接続用導体 28(「導体回路を構成する導体部」)と接続される点が記載されている(特に段落 [0045]-[0057], [0084], 図 1, 5 を参照。)

請求項 1, 5 に係る発明と文献 1 に記載の発明とを対比すると、両者は下記の点で相違する。

- (1) 請求項 1, 5 に係る発明では、下部電極は、導体回路を構成する導体部上に形成されるのに対し、文献 1 にはそのような記載はない点。
- (2) 請求項 1, 5 に係る発明では、上部電極の周縁部は、誘電体層の周縁部の内側に形成されるのに対し、文献 1 にはそのような記載はない点。

(補充欄に続く。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V.2 欄の続き

上記相違点 1 について検討すると、キャパシタ内蔵配線基板において、キャパシタの下部電極を、導体回路を構成する導体部の上に形成する点は、例えば、文献 2(特に段落[0044], 図 9 を参照。)に記載されているように、周知技術にすぎず、文献 1 に記載の発明において、文献 2 に記載の周知技術を採用し、下部電極を、導体回路を構成する導体部上に形成するようにすることは、当業者が適宜なし得たものである。

上記相違点 2 について検討すると、文献 3(特に段落[0041], 図 1(a)を参照。)には、キャパシタ内蔵配線基板において、キャパシタ 105 の第一電極 106a(「上部電極」)が、誘電体層 107 及び第二電極 106b(「下部電極」)よりも小さい形状で、且つ、誘電体層 107 の外周及び第二電極 106b の外周よりも内側に位置していることにより、第一電極 106a と第二電極 106b の短絡が回避される点が記載されている。

文献 1 に記載の発明と文献 3 に記載の発明とは、キャパシタ内蔵配線基板において、キャパシタの上部電極の周縁部は、下部電極の周縁部の内側に形成される点で、互いに密接に関連する技術分野に属し、共通の機能を有する。

よって、文献 1 に記載の発明において、文献 3 に記載の構成を採用し、上部電極の周縁部は、誘電体層の周縁部の内側に形成されるようにすることは、当業者が容易に想到し得たものである。

(請求項 2, 3 について)

文献 1 には、ビア 13 及び接続用導体 28 は、銅からなる点(段落[0073], [0094])、下部電極 4 は、チタンやパラジウムからなる点(段落[0054]-[0055])、上部電極は、パラジウムからなる(段落[0057])点、及び、誘電体膜 3 は、チタン酸ストロンチウム等からなる点(段落[0056])が記載されている。

(請求項 4 について)

文献 1 には、無機基板 6 には基板信号ビア 5 が形成される点(段落[0047])、及び、絶縁膜 1 を無機基板 6 の両側に設ける点(段落[0121])が記載されている。